

監査報告書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

理事長 岩中 督 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第4期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）等から業務の報告を聴取し、必要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。

役員と法人間の利益相反取引、役員の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関しては、上記の監査の方法のほか、役員等から報告を求め、当該事項の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び監査結果については、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 純資産変動計算書は、法令等に従い、財政状態と運営状況との関係を正しく示しているものと認めます。
- (5) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 損失の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (7) 行政コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (9) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (10) 役員の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、役員と法人間の利益相反取引、役員の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても役員の重大な義務違反は認められません。

令和7年6月19日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

監事

須田 清

監事

松本正一郎